里親支援事業の実施状況(都道府県市別)

			Ţ	里親研	修事業	里親養育	里親養育	里親養育相
				基礎研修	専門研修	相談事業	援助事業	互援助事業
1 ;		海	道	☆	☆		☆	☆
2		<u>森</u>	県	_ ☆	☆			
3			県	*	☆			
	宫		県	*	☆	<u> </u>		
5 1		<u> </u>	県	*	☆	<u> </u>		*
6 I		形	県県	<u>☆</u>	☆		<u> </u>	<u> </u> *
	恒_ 茨	<u>島</u> 城	県	<u>⊬</u>	☆			<u> </u>
9 7		木	県	^		☆		*
10		馬	県		<u>☆</u>	☆		
11		玉	県	☆	*	☆		
12	Ŧ	葉	県	☆	☆	☆		☆
13	_	京	都	☆	☆	☆		☆
14		奈川	県	<u></u>	<u></u>			
15		<u> </u>	県	<u> </u>	*			-
16		<u> </u>	県	<u></u> ★	*	ļ		_ ☆
17		<u>川</u> 井	県	<u></u> ☆	☆			-
18 19		<u>开</u> 梨	県	☆	<u> </u>	 		*
20		野	県	☆	<u> </u>	<u> </u>		1 - 7
21		<u>=</u> デ	県	☆	☆	A	 	<u> </u>
22		一一一	県	☆	☆	*	☆	*
23		知	県	☆	<u> </u>	*	☆	*
	Ξ	重	県	☆	☆			☆
25		賀	県	☆	☆	☆	☆	☆
26		都	府	*				ļ
	<u>大</u>		府	*	*	ļ	<u> </u>	*
	<u>兵</u>	庫	県	☆	☆	<u></u>	 	_ ☆
29		良	県				 	
30		歌山	県	☆ ☆	☆ ☆			☆
	鳥島	<u>取</u> 根	県	<u>₩</u>	<u></u> ☆		 	
	园		県	<u> </u>	☆	☆	<u> </u>	1
_	広	島	県	☆	*	☆		<u> </u>
35	_		県	☆	☆	☆		☆
36		島	県		☆	☆		☆
		Щ	県	☆	☆	☆		☆
38	愛	媛	県					
39		知	県				ļ	
40		岡	県		_ ☆	<u> </u>	_	-
41		<u>賀</u>	県					☆
42		崎	県		*			
43		<u>本</u>	県		<u></u>	☆	☆	☆
44 45	슿	<u>分</u> 崎	<u></u> 県		<u>₩</u>	×	H H	H
		児島					1	
	沖	縄	県		*	☆		*
	札	— <u>代</u>	市		☆	☆		*
	仙	台	市		☆	☆		☆
50	2	いたま	大市	☆	☆	☆		*
	千	葉	巾	☆	*	☆	ļ	
	横	<u> </u>	<u></u>		*	*	☆	*
	111	崎	<u></u>		*	☆	1	☆
	静		<u>市</u>		<u> </u>	<u></u>	☆	
		古屋			☆ ☆	*	+	_ ☆
	京	<u>都</u> 阪	市		<u>₩</u>	<u>☆</u>	+	
	大堺	拟	<u></u>		+ × -	<u>₩</u>	☆	☆
	神	戸	<u></u>		☆	☆	<u> </u>	<u> </u>
	広	<u></u>			*	*		
		九州			*	*	☆	☆
	福		ı ı		1 - 3	☆	1 "	
	横					*		
	金	沢	7		☆			

資料:家庭福祉課調べ(平成18年度交付決定ベース)

里親委託推進事業の概要

1. 趣 旨

里親委託を推進するためには、子どもを委託する児童相談所、要保護児童を実際に養育している乳児院等、子どもの委託を受ける里親が、お互いをよく理解し、三者が協力しながら進めていく必要があるが、児童相談所においては、中心となる児童福祉司が、児童虐待相談件数の増加に伴い、緊急的な対応を迫られており、里親委託を総合的に進める体制にはない。このため、児童相談所に新たに「里親委託推進員」を配置するとともに、「里親委託推進委員会」を設け、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する。

2. 事業内容

- (1) 地域での里親委託の目標を設定する。
- (2) 未委託の里親に対し、子どもの委託に関する意向調査を行う。
- (3) 施設行事の活用や施設職員OBやボランティア登録者への働きかけ等により、里親 候補者の掘り起こしを行う。
- (4) 乳児院等の施設に措置した子どものうち、里親委託を目指すべき子どもを特定する。
- (5) 未委託里親を含め、里親体験(トライアル里親)を通して、里親になるための動機付けを行う。
- 3. 補助根拠 予算補助
- 4. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市
- 5. 補 助 率 1/2 (国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

(参 考)

平成19年度予算から養子縁組支援のための経費を算入。

乳児院の概要

1. 目 的

乳児院は、乳児(**保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

(児童福祉法第37条)

<対象児の具体例> ・父母が死亡、行方不明となっている乳児

- ・父母が養育を放棄している乳児
- ・父母が疾病等父母による養育が困難な乳児
- ※ 児童福祉法改正 (平成16年12月3日法律第153号)

2. 施設数及び定員の状況

(17.10.1現在/社会福祉施設等調査報告)

施 設 数	定員	現 員
117か所	3,669人	3, 077人 (83.9%)

公立 私立 101か所

(参考) 入所率: 神奈川90.6%、長野県96.6%、愛知県94.2%、福岡県92.9%、横浜市98.9%

※ 平成17年度に新規入所した児童のうち、虐待を事由として入所した児童の割合 28.9% (全国乳児福祉協議会調)

3. 職員配置

- ○看護師、保育士又は児童指導員、嘱託医などを配置。
- ○看護師の数は、乳児1.7人に対して1人(最低7人配置)。ただし、看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。その場合でも、乳児10人の乳児院には2人以上、乳児が10人を超える場合は10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。
- ○平成11年度より、家庭環境上の理由により入所している児童については、 児童の早期家庭復帰、里親委託等の支援及び保護者等に育児指導や相談等を 専門に担当する家庭支援専門相談員を配置。(平成13年度までは定員20 人以上の施設。平成14年度より全施設に配置。)
- ○平成16年度より、
 - ・入所する被虐待児にきめ細かな支援を行うための心理療法担当職員の確保 等の経費に充てる加算を創設。
- ○平成17年度より、
 - ・施設内において手厚いケアを要する児童を対象に、小規模なグループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置。
- ○平成18年度より、
 - ・保護者等に対して心理療法が必要と児童相談所長が認めた乳児等が10名 以上いる施設について、心理療法担当職員を常勤で配置。(平成13年度か ら17年度までは非常勤で配置)
 - ・家族療法事業を実施する場合に、上記の心理療法担当職員に加え、非常勤指導員を配置。
- ○平成19年度より、定員50名以上の乳児院に非常勤の家庭支援専門相談員 を増配置。(平成16年度から全施設で常勤配置。)

乳児院の在籍児童数等の推移

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	入所率
7	116	人 3, 746	人 2, 566	% 68. 5
8	117	3, 698	2, 644	71.5
9	115	3, 654	2, 652	72. 6
10	114	3, 614	2, 706	74. 9
11	114	3, 654	2, 772	75. 9
12	114	3, 610	2, 784	77. 1
13	115	3, 663	2, 912	79. 5
14	114	3, 621	2, 942	81. 2
15	115	3, 671	2, 840	77. 4
16	117	3, 672	2, 938	80. 0
17	. 117	3, 669	3, 077	83. 9

資料:社会福祉施設等調査報告 [各年10月1日現在]

乳児院の入所率等(都道府県市別)

			施設数	定員	在所者	入所率
全	 	国	117	3, 669	3, 077	83. 9%
1	———	道	2	60	54	90.0%
2青	<u>森</u>	県	3	44	29	65. 9%
2 青 3 岩		県	2	40	32	80.0%
4宮	城	巢	1	45	45	100.0%
5 秋	田	県	——il	30	23	76. 7%
6山	形	県	i	30	22	73. 3%
7福	島	県	1	40	20	50.0%
8 炭	城	県		80	75	93. 8%
9 栃	木	[]	2 2 3	89	66	74. 2%
10 群	馬	県	3	48	40	83. 3%
11 埼	玉	県	4	190	170	89. 5%
12 干	葉	県	2	50	47	94. 0%
13 東	京	都	10	535	427	79. 8%
14 神	奈川	県	3	85	77	90. 6%
15 新	潟	県	1	30	30	100.0%
16 富	Щ	県	1	24	19	79. 2%
17 石]1]	県	2	44	38	86. 4%
18福	井	県	2	32	27	84. 4%
19山	<u>梨</u> 野	県	1	25	25	100.0%
20 長	野	県	4	58	56	96.6%
21 岐	- 阜_	県	2	35	35	100.0%
22 静	岡	県	3	70	60	85. 7%
23 愛	知	県	2	69	65	94. 2%
24 三	重	県	2	35	30	85. 7%
25 滋	賀	県	1	30	27	90. 0% 72. 5%
26 京	都		2	40	29 139	91.4%
27 大	阪	府	3	152	95	86. 4%
28 兵	庫	県	4	110	34	68. 0%
29 奈	良	県	2	50 40	31	77. 5%
30 和	歌山	県	1	20	21	105. 0%
31 鳥	_ <u>取</u>	県		40	27	67. 5%
32 島	根	県	<u></u>	50	38	76.0%
33 岡	<u>山</u> 島	県	<u> </u>	30	17	56. 7%
34 広35 山		県県		48	26	54. 2%
36 徳	<u></u> 島	県	1	45	42	93. 3%
			'	25	24	96.0%
37 香 38 愛	<u>川_</u> 媛	県県	2	60	46	76. 7%
39 高	知	県	<u> </u>	30		76. 7%
40 福		県	3	70		92. 9%
41 佐		県	1	23		69.6%
42 長		県	1	40		105.0%
43 熊	本	県	3	60		80.0%
44 天	<u> </u>	巣	1	20	17	85. 0%
44 大 45 宮	崎	県	1	35	30	85. 7%
46 鹿	児 島	,県	3	65	39	60. 0%
47 沖		県	1	20	19	95. 0%
48 札		市	0	0		
49 仙	台	市	1	30		
50 さ	いた	ま市	0	C		
51 干	葉	市	1	20		
52 横	<u>浜</u>	市				
53 11	崎	市	1			
54 静		市	1	20	15	
55 名	古屋		3	115		84. 3%
56 京		市	2	43	37	86.0%
57 大	阪	市	4	215		84. 7%
58 神	戸	市	3	74		
59 戊	島	市	1			
60 1			1		30	100.09
61 福	面 岡	市	2			
~ ~ ~		- C- 1.	A 1=1.1 1==0.	等調查報告	[元子17/元1	0月1日現在

資料:平成17年社会福祉施設等調査報告[平成17年10月1日現在]

平成17年度乳児院における年齢別在籍児童数

(単位:人)

		(単位・人)
	乳児院 在籍児童数	構成割合(%)
総数	3, 077	100. 0%
0歳	932	30. 3%
1	1, 216	39. 5%
2	759	24. 7%
3	138	4. 5%
4	22	0. 7%
5	8	0. 3%
6	2	0. 1%
7	_	_
8		
9		-
10		
11		_
12		_
13	· <u>-</u>	
14	_	
15	_	
16	_	
17		_
18歳以上	_	

資料:平成17年社会福祉施設等調査[平成17年10月1日現在]

乳児院における養護問題発生理由別児童数

	児童数	(構成割合)
総数	3,023	100.0%
父の死亡	33	1.1%
母の死亡	33	1.1/0
父の行方不明	180	6.0%
母の行方不明	180	0.070
父母の離婚	128	4.2%
両親の未婚	364	12.0%
父母の不和	36	1.2%
父の拘禁	136	4.5%
母の拘禁	130	4.0%
父の入院	163	5.4%
母の入院	100	0.4%
家族の疾病の付添	20	0.7%
次子出産	18	0.6%
父の就労	215	7.1%
母の就労	2.0	,
父の精神疾患等	450	14.9%
母の精神疾患等		1
父の放任・怠だ	181	6.0%
母の放任・怠だ		0.07
父の虐待・酷使	139	4.6%
母の虐待・酷使		1.07
棄児	67	2.2%
養育拒否	232	7.79
破産等の経済的理由	234	7.79
児童の問題による監護困難	9	0.3%
その他	322	10.79
特になし	,	k :
不詳	96	3.25

(資料)児童養護施設入所児童等調査(平成15年2月1日現在)

乳児院における退所理由別退所者数

	退所者数(人)	構成割合(%)
総数	2, 675	100. 0%
就職	0	0. 0%
家庭復帰	1, 464	54. 7%
他の社会福祉施設等への転所	986	36. 9%
公営住宅への入居	0	0. 0%
入院	2	0. 1%
死亡	4	0. 1%
その他	219	8. 2%

資料:平成15年社会福祉施設等調査 [平成15年10月1日現在] 過去1年間(平成14年10月2日~平成15年10月1日)に退所した児童を対象

児童養護施設の概要

1. 目 的

児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。※ただし、安定した生活環境の確保 その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他 環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する 相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。(児童福祉法第41条)

- <対象児の具体例> ・ 父母が死亡、行方不明となっている児童
 - ・ 父母等から虐待を受けている児童
 - ・ 父母が養育を放棄している児童
- ※ 児童福祉法改正 (平成16年12月3日法律第153号)

2. 施設数及び定員の状況 (17.10.1現在/社会福祉施設等調査報告)

施設数	定	員	現	員
558か所	33,	676人		830人 (91. 5%)

公立 55か所 私立 503か所

(参考) 入所率:北海道96.5%、東京都95.4%、愛知県99.1%、大阪府95.2%、横浜市95.1% (17.10.1現在/社会福祉施設等調査報告)

※ 平成16年度に新規入所した児童のうち、虐待を受けたことのある児童の割合 62.1% (全国児童養護施設協議会調)

3. 職員配置

- ○児童指導員、保育士、嘱託医、栄養士(41人以上の場合)、調理員などを配置 ○平成16年度より、
 - ・全児童養護施設に個別対応職員を配置。
 - ・入所児童の早期家庭復帰等を図るため、総合的な家庭調整を行う家庭支援専門相談 員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置。
 - ・施設内において他の入所児童への影響が懸念される等手厚いケアを要する児童を対 象に、小規模なグループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置。
 - ・入所する被虐待児にきめ細かな支援を行うための心理療法担当職員の確保等の経費 に充てる加算を創設。
- ○平成18年度予算において、
 - ・心理療法が必要と児童相談所長が認めた児童が10名以上いる施設について、心理 療法担当職員を常勤で配置。(平成11年度から17年度までは非常勤で配置)
 - ・家族療法事業を実施する場合に、上記の心理療法担当職員に加え、非常勤指導員を 配置。
- ○平成19年度より、個別対応職員を常勤で配置。

児童養護施設の在籍児童数等の推移

年度	施設数	入所定員	在籍児童数	定員充足率
v d	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	人	人	%
平成 7	528	32, 824	25, 741	78. 4
8	527	32, 699	26, 012	79. 5
9	526	32, 386	26, 046	80. 4
10	555	33, 865	28, 041	82. 8
11	553	33, 753	28, 448	84. 3
12	552	33, 803	28, 913	85. 5
13	551	33, 660	29, 610	88. 0
14	552	33, 651	30, 042	89. 3
15	554	33, 474	30, 014	89. 7
16	556	33, 485	30, 597	91. 4
17	558	33, 676	30, 830	91.5

資料:社会福祉施設等調査報告 [各年10月1日現在]

児童養護施設の入所率等(都道府県市別)

П		-		施設数	定員	在所者	入所率
	全		国	558	33, 676	30, 830	91.5%
						4 400	00.50
1	北	<u>海</u>	道	18	1, 226	1, 183	96. 5%
2	青	<u>森</u>	県	6	402	376 340	93. 5% 95. 0%
3	岩	手	県	6	358 70	67	95. 7%
4 5	宮秋	<u> </u>	県	4	238	208	87. 4%
6	仏	形	県	5	233	212	91.0%
H	福	島	桌	8	454	433	95. 4%
8	茨	城	県	15	807	756	93. 7%
9	栃	木	県	10	640	497	77. 7%
10	群	馬	県	6	384	383	99. 7%
11	埼		県	18	1, 343	1, 251	93. 1% 94. 6%
12	手	葉	県	14 52	850 2, 813	804 2, 685	94. 0% 95. 4%
13 14	東神	<u>京</u> 奈 川	都県	17	1, 215	1, 138	93. 7%
15	新	湯湯	県	5	206	192	93. 2%
16	富		県	3	200	171	85. 5%
17	石	川	県	/ 8	436	336	77. 1%
18	福	井	県	5	230	185	80. 4%
19	Ш	梨 野	県	5	235	217	92. 3%
20	長	野	県	16	726	698	96.1%
21	岐	皇	県	10	586 632	568 574	96. 9% 90. 8%
22 23	静	出	県	11	953	944	90. 8%
23	愛	<u>知</u> 重	県	17	449	418	93. 1%
25	滋	 賀	県	4	191	169	88. 5%
26	京	都	崩	6	315	261	82. 9%
27	大	阪	府	26	1, 978	1, 883	95. 2%
28	兵	庫	県	14	976	915	93. 8%
29	奈	良	県	6	366	347	94. 8%
30		歌山	県	7	370 230	313 227	84. <u>6%</u> 98. 7 %
31	鳥	取	県	5 3	170	160	94. 1%
32 33		<u>根</u> 山	県	12	657	564	85. 8%
34		島	県	8	537	458	85. 3%
35			桌	10	556	488	87. 8%
36	徳	島	県	7	365	293	80. 3%
37	香]]]	県	3	155	139	89. 7%
38		媛	県	10	553	511	92. 4% 87. 6%
39		<u>知</u>	県	<u>8</u> 11	421 817	369 733	87. 6% 89. 7%
40	福 佐	 買	県	6		254	93. 7%
4/4/2		<u>具</u> 崎	県	11	657	590	89. 8%
4		本	県	12	786		94. 3%
4		分	「創	9	470	425	90. 4%
4		崎	県	9	480	459	95. 6%
4	6 鹿	児島	,県	14		773	91. 9%
4		縄	県	8		384	88.1%
4		- 幌	車	5			95. 9% 96. 3%
4:	9 世	台	中主	4 2			88. 2%
<u>5</u>	이 <u>중</u> 11 千	いた 葉	半半	2	80		75. 0%
5		 秦_ 浜	#	2	346		95. 1%
5		<u>/穴_</u> 	市	2	160	131	81. 9%
<u>5</u>		岡	क्त	1	86	85	98.8%
5	5 名	古屋	市	14			91. 4%
5	<u>6 京</u>	都	市	7			90.09
5	71大	阪	市	10			
	8神	戸		14			
	9広	島		3			
	이兆			6			
	1福	一 岡	市		3 <u>2</u> 等調査報告		

資料:平成17年社会福祉施設等調査報告[平成17年10月1日現在]

児童養護施設における年齢別在籍児童数

(単位:人)

児童養護施設 在籍児童数 構成割名	今(%)
総数 30,830	100.0%
0歳 0	0. 0%
1 38	0. 1%
2 640	2. 1%
3 1, 276	4. 1%
4 1, 570	5. 1%
5 1, 705	5. 5%
6 1, 818	5. 9%
7 1, 869	6. 1%
8 2, 113	6. 9%
9 2, 268	7. 4%
10 2, 338	7. 6%
11 2, 300	7. 5%
12 2, 232	7. 2%
13 2, 254	7. 3%
14 2, 262	7. 3%
15 2, 078	6. 7%
16 1, 757	5. 7%
17 1, 491	4.8%
821 多数,亚式 2.5 社会短边族现实现本「亚式 1	2. 7%

資料: 平成17年社会福祉施設等調査 [平成17年10月1日現在]

児童養護施設における養護問題発生理由別児童数

	児童数	(構成割合)
総数	30,416	100.0%
父の死亡	912	3.0%
母の死亡	912	3.070
父の行方不明	3,333	11.0%
母の行方不明	3,000	11.070
父母の離婚	1,983	6.5%
両親の未婚	_	_
父母の不和	262	0.9%
父の拘禁	1,451	4.8%
母の拘禁	•	1.0%
父の入院	2,128	7.0%
母の入院	2,120	7.0%
家族の疾病の付添		_
次子出産	_	
父の就労	3,537	11.6%
母の就労	0,007	, , , ,
父の精神疾患等	2,479	8.2%
母の精神疾患等	2,470	0.27
父の放任・怠だ	3,546	11.7%
母の放任・怠だ	0,040	, , , , ,
父の虐待・酷使	3,389	 9 11.1%
母の虐待・酷使	3,30	11.17
棄児	23	6 0.8%
養育拒否	1,16	9 3.89
破産等の経済的理由	2,45	2 8.19
児童の問題による監護困難	1,13	9 3.79
その他	2,37	4 7.89
特になし	-	_
不詳	2	6 0.1

(資料)児童養護施設入所児童等調査(平成15年2月1日現在)

児童養護施設における退所理由別退所者数

	退所者数(人)	構成割合(%)
総数	5, 932	100. 0%
就職	1, 151	19. 4%
家庭復帰	3, 765	63. 5%
他の社会福祉施設等への転所	697	11.7%
公営住宅への入居	1	0. 0%
入院	11	0. 2%
死亡	11	0. 2%
その他	296	5.0%

資料:平成15年社会福祉施設等調査[平成15年10月1日現在]

過去1年間(平成14年10月2日~平成15年10月1日)に退所した児童を対象

情緒障害児短期治療施設の概要

1. 目 的

情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。(児童福祉法第43条の5)

<対象児の具体例>

- ・虐待により心理的外傷が強度である児童
- ・ひきこもり等で心理治療が必要な児童

2. 施設数及び定員の状況

(17.10.1現在/社会福祉施設等調査報告)

施設数	定員	現員
27か所	1,323人	1,030人 (77.9%)

公立 11か所 私立 16か所

平成18年度開設(4か所):群馬県、大阪府、高知県、大阪市

3. 職員配置

- ○医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師などを配置。 (医師については精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者、心理療法 担当職員は心理療法に関する1年以上の経験を有する者とし、その職員の数は、 おおむね児童10人につき1人)
- ○平成16年度より、
- ・入所児童の早期家庭復帰等を図るため、総合的な家庭調整を担う家庭支援専門 相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置。
- ・虐待を受けた児童の入所の増加に対応するため、個別対応職員を配置。
- ○平成17年度より、施設内において他の入所児童への影響が懸念される等手厚いケアを要する児童等を対象に、小規模なグループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置。
- ○平成19年度より、個別対応職員を常勤で配置。

4. 保護者を含めたケア

虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法 を実施。

* 家族療法事業

親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行う。